

# 第1章

## 計画の策定にあたって





## 第1節 計画策定の背景

### (1) 国の子育て政策の動向

戦後まもない昭和 22 年に児童福祉法が制定され、すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならないという理念のもと、家族制度の基本となる民法とともに、子どもの福祉増進が図られてきました。

子どもは、次の時代を担うかけがえのない宝であり、これからのまちをつくる貴重な存在です。しかしながらわが国では、価値観の多様化や経済発展の低迷に伴う少子化が進んでいます。少子化が加速すると、人口構造に不均等をもたらし、労働力人口の減少や地域社会の活力低下など、将来的に深刻な影響を与えるのではないかと懸念されています。

こうした状況を受け、国では、平成 15 年に「少子化社会対策基本法」及び「次世代育成支援対策推進法」を制定し、平成 16 年には「子ども・子育て応援プラン」を開始、さらに平成 22 年には「子ども・子育てビジョン」を閣議決定する等、少子化対策の施策を展開してきました。しかしこの間、少子化の進行に歯止めがかかるとはなく、子ども・子育てをめぐるさらなる改善が求められています。

一方、社会問題となっている児童虐待については、平成 12 年に児童虐待の防止等に関する法律が制定され、児童相談所を中心にその対応が図られてきましたが、増え続ける児童虐待を防止するため、平成 23 年 5 月には民法等の改正が行われ、児童の権利利益の擁護の強化が図られています。

このような視点から、平成 27 年度から本格的にスタートする国の子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て関連 3 法に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業」の提供と保育の量的拡大による待機児童の解消を主眼とし、基礎自治体の実施主体となって計画的に推進することとしています。

### (2) 本計画の策定経緯

西東京市（以下「本市」といいます。）においては、平成 16 年度を始期とする「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」の策定にはじまり、直近では平成 22 年度を始期とする「西東京市子育て・子育てワイワイプラン（西東京市次世代育成支援行動計画）」（後期）（以下「前回プラン」といいます。）を策定し、市民・地域・行政の協働により、子どもの育ちや子育てのために必要な環境の整備に取り組んできました。

前回プランは、平成 16 年に策定された「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」（西東京市子育て支援計画）と、次世代育成支援対策推進法により策定を義務付けられた西東京市次世代育成支援行動計画とを統合し 1 つの計画としたもので、計画期間は平成 26 年度までとなっています。

このたび策定する「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」(以下「本計画」といいます。)は、前回プランが期間満了を迎えるにあたり、前回プランの基本理念や基本方針を原則として引き継ぎながら、より現代的な課題にも対応すべく、アンケートやヒアリングを実施し、本市における子どもや子育ての現状を踏まえ、それらを「西東京市子ども子育て審議会」に議論していただいて、策定に向けた準備を進めてきました。

### (3) 本計画の策定に向けた視点

本計画は、国の新たな制度への対応を図るだけでなく、近年の子ども・子育てを取り巻く環境の変化等を踏まえ、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援するための指針として策定するものです。

本計画の策定にあたっては、次の3つの視点から、前回プランを見直しました。

- ① 平成23年3月に発生した東日本大震災を契機として、災害対策の重要性が社会的に再認識されました。台風などの季節的な災害に加え、今後は大地震が発生する危険性が指摘されています。

本市においても、平素から災害時も視野に入れた上での施策の見直しが求められています。このことから、本計画では「施策の方向」に災害への対応を想定した環境づくりを加え、対策の強化を図ります。

- ② すべての子どもが輝き、心豊かに暮らすことができるよう、子どもが悩みを抱えているときには、子ども自身が相談しやすい場の提供が必要です。このことから、子どもが自分で相談できる場を拡充するとともに、そのような場があることを子どもに知ってもらうため、子どもが利用しやすい多様な媒体で広報していきます。

また、子どもを見守り、気づき、護ることができるよう、地域全体での連携体制が強化されるよう施策を展開していきます。

- ③ すべての子どもと子育て家庭が、笑顔で暮らせるよう、さまざまな子育て家庭を想定し、地域における教育機関や子育てサークルなどとの連携を通じて、多様な教育・保育を提供することを目指します。さらに、この連携によって、「親育ち」の支援も図っていきます。

## 第2節 計画の対象者

本計画の対象者は、西東京市に在住する0歳～18歳未満の子ども及び子どもにかかわる市民とします。

ただし、取組の内容又は必要により若者も対象とします。

## 第3節 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成36年度までの10か年とします。ただし、子ども・子育て関連3法による教育や保育等の確保方策を記載した第6章については、平成31年度までの5か年とします。

本計画は、国や東京都の行政施策の動向及び社会経済情勢の変化等を見極めながら、原則として5年が経過した時点で、計画の見直しを行うこととします。ただし、第6章については、達成状況の確認と計画の見直しを、原則として年度ごとに行うこととします。

## 第4節 計画の位置づけ・役割

本計画は、前回プランの考え方を継承するとともに、市の最上位計画である「西東京市第2次基本構想・基本計画」や、その他関連計画などとの整合を図り、策定しています。

本市の主要な計画の体系は、次ページのとおりです。

また、本計画には、次の2つの計画の内容を包含させています。このことにより、本計画に、これらの計画の役割を持たせています。

- \* 次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法により策定を任意とされた市町村行動計画）
- \* 市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法により策定を義務付けられた計画）

>> 主要計画体系図(西東京市 第2次基本構想・基本計画 (計画年次 平成26年度～35年度) から抜粋)





